

土岐市新型コロナウイルス感染症対策 小規模事業者持続化補助金について

土岐市市地域振興部産業振興課

〒509-5102

土岐市土岐津町土岐口2101番地

TEL(0572)54-1111 内線 321・322 FAX(0572)55-7763

◆土岐市新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者持続化補助金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている小規模事業者が、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び日本商工会議所が定める小規模事業者持続化補助金交付要綱(以下「全国要綱」)に基づく小規模事業者持続化補助金(以下「国補助金」)又は岐阜県新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金(以下「県補助金」)の交付を受けた場合に、事業者負担分の一部を補助する制度です。

◆補助対象者

以下の条件を全て満たすこと

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者(小規模事業者)
- (2) 市内で現に事業活動を行っている者
- (3) 土岐市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年土岐市告示第114号)第3条各号のいずれにも該当しない者
- (4) 市税を滞納していない者

※国もしくは他の地方公共団体等からの助成を受けている場合は、対象となりません。

◆補助対象経費

次のいずれかの補助対象経費から交付を受けるべき補助金の額を差し引いた額が対象です。

- (1) 国補助金
- (2) 県補助金

◆補助額

補助対象経費の1/2以下の額 ※千円未満切捨て

ただし、25万円を限度とし、申請は1回限りとします。

※複数の小規模事業者が連携して共同事業を行う場合においても、1事業者あたりの上限は同様とし、当該共同事業の補助金額は375万円を上限とします。

◆提出書類

- (1) 土岐市新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者持続化補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 国補助金又は県補助金の交付決定通知書の写し
- (3) 市税の完納を証明する書類
※確認・誓約事項を承諾する場合は不要です。
- (4) その他市長が必要と認める書類

申請期間は令和2年6月1日から令和3年2月26日までです。

◆交付の決定・通知

申請の内容を審査し、適当と認められるときは、土岐市新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者持続化補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付決定の通知を行います。

※国補助金又は県補助金の交付決定額に変更があった場合は、本事業の交付決定額も変更する場合があります。

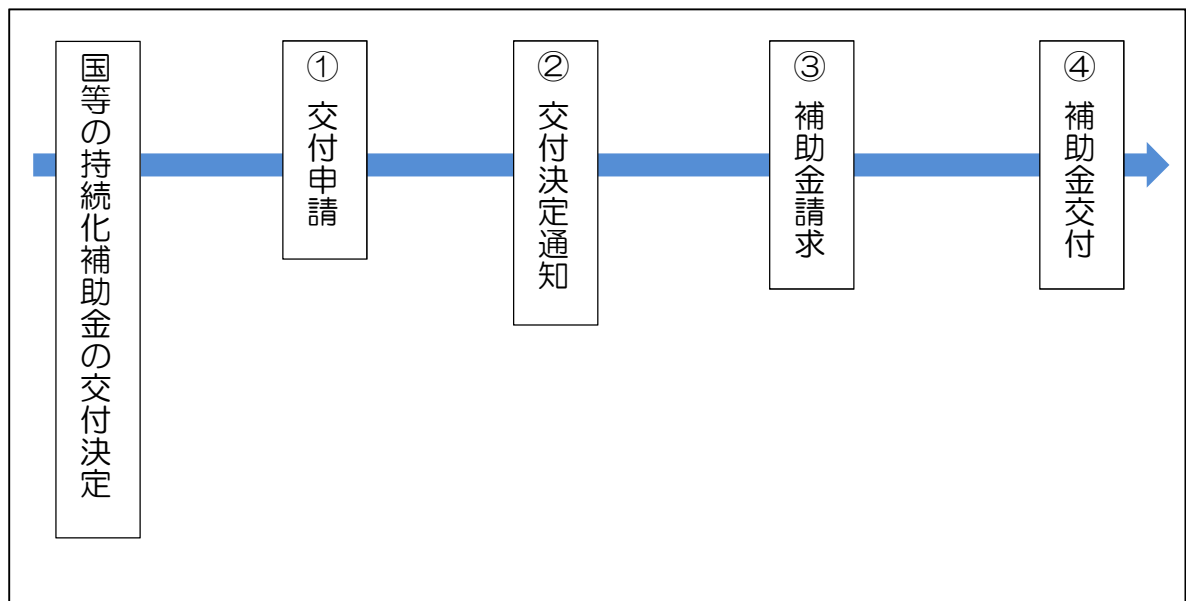
◆補助金の請求

交付決定を受けた申請者が支払いを受けようとするときは、土岐市新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者持続化補助金（概算払、精算払）交付請求書（様式第3号）を提出します。

◆実績報告について

本事業の実績報告は、国又は岐阜県へ提出する実績報告書の写し等で代用できます。なお、事業の完結は、令和3年3月31日までです。

◆事業の流れ



◆申請方法

提出書類を全てご用意の上、土岐市役所産業振興課商工係まで郵送してください。

※窓口での「密集」「密接」を防ぐため、郵送による申請を原則とします。

（宛先）〒509-5192（住所不要）

土岐市役所産業振興課商工係 行